

大学院大学設置について

大内 卓也



〔質問〕大学院大学設置支援室の具体的な役割と業務内容を伺う。

〔答弁〕〔総務部長〕設立予定法人との各種調整、市内外の関係機関や市役所内部の関係部署との調整役、課題の整理、開校後の各種連携に向けた検討などを行なっている。

〔質問〕設置の進捗状況について伺う。

〔答弁〕〔市長〕寄付金の手続きや文部科学省認可申請に向けた事前相談、申請書類の作成、学生需要・人材需要に関するアンケート調査。市内企業向けアンケート、旧白川中学校の土地と建物の財産に関する協議

の調整を行なった。準備

会は、文部科学省への申請に向けて、先生方の確保、授業計画や授業科目、教育課程などの最終調整の段階である。

〔質問〕地域イベントに対して、どのような調整を行なっていくのか伺う。

〔答弁〕〔企画政策課長〕「地域との連携方針」を掲げているので、地域イベントなどに対しては地元の要望を踏まえ、市も間に入り法人側と調整していく。

〔質問〕各種団体も引き続き、施設を利用していくことができるのか伺う。

〔答弁〕〔企画政策課長〕令和8年度に校舎の改修工事などが想定される。団体に対しては状況を丁寧に説明し、他の学校施設での利用調整

二次元コードから各議員の質問動画へアクセスできます。

を行うなど、教育委員会とも連携しながら進めていきたい。

〔質問〕工事期間中と設置後の指定避難所について伺う。

〔答弁〕〔危機管理課長〕工事内容などを確認し、地元自治会および自主防災組織の皆さまと調整していきたい。

〔質問〕市内企業や団体との連携について伺う。

〔答弁〕〔市長〕白石市全体に大学院大学の設置効果を波及させていくために、市内企業や事業所各種団体に対して、大学院大学との連携協力を働きかけていく。準備法人と白石市がお互いの利点を生かしなが

ら、人材育成や教育振興、地方創生に関する連携協定を締結したいと考えており、準備法人と協議を進めている。

さらに、白石商工会議所も含めた三者間での連携協定の締結に了承をいただいたところである。

クマの出没と鳥獣保護管理法の改正について

佐久間 儀郎



〔質問〕鳥獣保護管理法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）が改正され9月1日に施行され

た。特色はクマ、イノシシが局所的に人の生活圏に出没した際、市町村長の判断で猟銃駆除を可能とする緊急銃猟制度を創設したことである。平時から体制整備が必要であるが、マニュアル、フロー等の対応状況を伺う。

〔答弁〕〔市民経済部長〕マニュアルの作成には、人の日常生活圏への出没に円滑な対応ができるように「必要な人員・

関係者の協力体制の確保」「机上および実施訓練研修等の実施」「備品の確保」「保険の加入」

など対応フローをまとめ、緊急時に捕獲関係者がすぐに参照できるように準備を行うことが推奨されている。宮城県では「宮城県有害鳥

獣捕獲許可事務取扱要領」に盛り込むことや、クマ出没対応訓練実施等の検討が行われている。宮城県や関係機関と連携を図り、対応マニュアルの整備と人員確保などに努めていきたい。

〔質問〕国は捕獲に偏らない対策を重点に進めていると考えているが、本市の基本姿勢・対策を伺う。

〔答弁〕〔市民経済部長〕

関係省庁が連携して総合的な施策を講ずる「クマ被害対策施策パッケージ」がまとめられた。緊急銃猟に安易に頼ることは適切ではなく、長期的な視点に立った総合的な対策を講ずるべきという考えで、本市も同様の考えである。

〔質問〕人とクマの棲み分け、共存を目指すべく行政の啓発活動が重要と考えるが、市長の見解を伺う。

〔答弁〕〔市長〕毎年、広報誌やチラシで被害防除対策に関する情報発信や研修会の開催なども行なっており、国や県において、多岐にわたる情報が公表されていることから、これらを踏まえた啓発活動に努めていきたい。

【その他の質問】

◎成年後見制度の充実について